

第 1 編 一般企業関係審査・調整等の概要

第 1 章 不当労働行為の審査

第 1 節 不当労働行為審査の概況

1 初審事件の状況

(1) 概況

平成 29 年の不当労働行為事件取扱件数は、第 1 表のとおりである。新規申立件数は、28 年に比べ 3 件減少し、300 件であった。なお、地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は 11 件であり、28 年に比べ 2 件の減少となった（第 13 表参照）。新規申立件数 300 件のうち、合同労組事件の新規申立件数は 222 件で、新規申立件数に占める割合は 74% となっており、28 年より増加している（第 14-1 表参照）。

一方、終結件数をみると、命令・決定件数は 111 件（地方公務員等公務関係事件は 6 件）と 28 年に比べ 3 件増加となっており、取下・和解件数は 185 件（地方公務員等公務関係事件は 2 件）と 28 年に比べ 34 件の減少となり、その結果、次年への繰越件数は 536 件となった。

第 1 表 不当労働行為事件取扱件数（初審）

（単位：件）

区分 年		係属状況			終結状況				次年繰越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	移送	計	
総計	27	576	347	923	261	104	-	365	558
	28	558	303	861	219 ①	108 ②	2	329 ③	532
	29	532	300	832	185 ①	111 ⑤	-	296 ⑥	536
業 関 係 民 事 関 件 企	27	413	331	744	254	91	-	345	399
	28	399	290	689	214 ①	101 ②	-	315 ③	374
	29	374	289	663	183 ①	105 ⑤	-	288 ⑥	375

（注）○内数字は分離事件で外数である。

(2) 新規申立ての状況

イ 新規申立件数

平成 29 年における新規申立件数は 300 件であり、28 年の 303 件に比べ 3 件減少している。その内訳をみると、民間企業関係事件は 289 件で、28 年の 290 件に対し 1 件の減少となっている（第 1 表参照）。一方、地方公務員等公務関係事件は 11 件で、28 年の 13 件に対し 2 件の減少となっている（第 13 表参照）。

新規申立件数を労委別にみると、東京が 105 件（28 年 97 件）で最も多く、次いで大阪 49 件、神奈川 37 件、北海道 16 件、愛知 12 件などの順となっている。また、民間企

業関係事件についてみると、東京が103件（28年97件）で最も多く、次いで大阪46件、神奈川37件、北海道16件などの順であり、地方公務員等公務関係事件では、大阪が3件、岩手、東京が2件となっている（巻末統計表第1-1表及び第1-2表参照）。

ロ 申立人別新規申立件数

新規申立件数300件を申立人別にみると、組合申立てが288件（新規申立件数の96%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立てが6件（同2%）、個人申立てが6件（同2%）となっている。これを民間企業関係事件についてみると、組合申立てが280件（民間企業関係事件新規申立件数の97%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立て6件（同2%）、個人申立て3件（同1%）の順となっている（巻末統計表第3-1表及び第3-2表参照）。

ハ 労組法第7条該当号別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数289件を労組法第7条該当号別に重複集計してみると、2号関係事件222件（民間企業関係事件新規申立件数の77%）、3号関係事件160件（同55%）、1号関係事件127件（同44%）、4号関係事件4件（同1%）の順となっている。また、これらの内訳をみると、2号事件が90件（同31%）で最も多く、次いで1・2・3号事件53件（同18%）、2・3号事件51件（同18%）、1・3号事件31件（同11%）などの順になっている（巻末統計表第4-2表参照）。

ニ 企業規模別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数289件を企業規模別にみると、100人以上499人以下が84件（民間企業関係事件新規申立件数の29%）で最も多く、次いで49人以下が72件（同25%）、1,000人以上が45件（同16%）、50人以上99人以下が44件（同15%）、500人以上999人以下が19件（同7%）の順となっている（巻末統計表第5-2表参照）。

ホ 業種別新規申立件数

新規申立件数300件を産業大分類別にみると、運輸業、郵便業が60件（新規申立件数の20%）で最も多く、次いで教育、学習支援業（自動車教習所含む）、及びサービス業が35件（同12%）、医療、福祉が33件（同11%）などの順になっている。さらにこれらを中分類でみると、道路貨物運送業が29件（同10%）、社会保険・社会福祉・介護事業が21件（同7%）、職業紹介・労働者派遣業20件（同7%）、医療業12件（同4%）などの順となっている（巻末統計表第6-1表参照）。

(3) 終結の状況

イ 終結件数

平成29年における終結件数は296件であり、28年の329件に比べ33件減少している。その内訳をみると、民間企業関係事件は288件で、28年の315件に比べ27件減少し、地方公務員等公務関係事件は8件で、28年の12件に比べ4件の減少となっている（前掲第1表及び第13表参照）。

終結区分の内訳は、命令・決定によるものが111件（終結件数の38%）、取下・和解

によるものが 185 件（同 63%）となっている。これを民間企業関係事件についてみると、命令・決定によるものが 105 件（民間企業関係事件終結件数の 36%）で、28 年に比べ 4 件増加し、取下・和解によるものが 183 件（同 64%）で、31 件減少している（前掲第 1 表、巻末統計表第 2-1 表及び第 2-2 表参照）。

終結件数を労委別にみると、東京が 90 件で最も多く、次いで大阪 68 件、神奈川 30 件、北海道 16 件、愛知 10 件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京 87 件、大阪 67 件、神奈川 29 件、北海道 16 件、愛知 10 件などの順となっている（巻末統計表第 1-1 表及び第 1-2 表参照）。

以上の結果、29 年の未処理件数（30 年への繰越件数）は 536 件で、前年からの繰越件数 532 件に対し、4 件の増加となっている。なお、29 年における終結率 $\left[\frac{296}{832} \times 100 \right]$ は 36%であり、28 年の 38%に対して 2 ポイント減となっている。

これを民間企業関係事件でみると繰越件数は 375 件で、前年からの繰越件数 374 件に対し 1 件増加しており、その終結率は 43%と 28 年の 46%に対して 3 ポイント減となっている（前掲第 1 表、巻末統計表第 2-1 表及び第 2-2 表参照）。

□ 命令・決定の状況

命令・決定による終結件数 111 件の内訳をみると、一部救済命令が 39 件（前年 46 件）で最も多く、次いで全部救済命令 37 件（同 33 件）、棄却命令 33 件（同 24 件）、却下決定 2 件（同 5 件）の順となっている（巻末統計表第 2-1 表参照）。

ハ 和解の状況

和解（取下を除く。）による終結件数は 159 件であり、28 年の 182 件に比べ 23 件減少している。その内訳は関与和解によるものが 124 件（28 年 138 件）、無関与和解によるものが 35 件（同 44 件）となっている（巻末統計表第 2-1 表参照）。

これを、和解が審査手続上どの段階で成立したかをみると、申立てから第 1 回調査に入るまでの段階が 8 件（和解による終結件数の 5%）、第 1 回調査から第 1 回審問前までの段階が 119 件（同 75%）、第 1 回審問から結審前までの段階が 21 件（同 13%）、結審以降が 11 件（同 7%）となっている（第 2-1 表参照）。さらに、これを労委の関与、無関与の別にみると、申立から第 1 回審問前の 127 件では関与和解が 101 件（審問前終結 127 件の 80%）、無関与和解が 26 件（同 20%）であり、第 1 回審問以降の 32 件では、関与和解が 23 件（審問以降終結 32 件の 72%）、無関与和解が 9 件（同 28%）となっている（第 2-1 表参照）。

なお、労働組合法第 27 条の 14 第 2 項の規定に基づく和解認定の申立件数は 4 件であり、すべてが認定された。このうち、同条第 4 項の規定に基づく和解調書の作成は 0 件であり、同条第 6 項の規定に基づく執行文の付与も 0 件であった（第 2-2 表参照）。

また、民間企業関係事件の和解により終結した 158 件を労組法第 7 条該当号別にみると、1 号関係事件 63 件、2 号関係事件 126 件、3 号関係事件 83 件、4 号関係事件 2 件となっている（1 つの事件で 2 つ以上の号に関係するものがあり、合計は事件数と一致しない）（第 2-3 表参照）。

第2-1表 和解事件の段階別終結件数（初審）

（単位：件、％）

区分 年	審問前		第1回審問以降		計
	申立から第1回調査に入るまでの段階	第1回調査から第1回審問までの段階	第1回審問から結審前までの段階	結審以降	
25	8 (4)	138 (75)	27 (15)	12 (7)	185 (100)
26	11 (5)	169 (79)	26 (12)	9 (4)	215 (100)
27	5 (3)	161 (88)	28 (15)	12 (7)	206 (100)
28	9 (5)	142 (78)	23 (13)	8 (4)	182 (100)
29	8 (5)	119 (75)	21 (13)	11 (7)	159 (100)
うち関与和解	1 (13)	100 (84)	17 (81)	6 (55)	124 (78)
うち無関与和解	7 (88)	19 (16)	4 (19)	5 (45)	35 (22)

（注） 分離事件を除く。

第2-2表 和解の認定件数（初審）

（単位：件）

区分 年	和解件数	和解認定 申立	和解認定			不認定
				うち和解調書作成		
				うち執行 文付与		
27	206	4	4	2	0	0
28	182	8	8	6	0	0
29	159	4	4	0	0	0

（注） 分離事件を除く。

第2-3表 労組法第7条該当号別終結（和解）件数〔民間企業関係〕

（単位：件）

区分 年	1号関係	2号関係	3号関係	4号関係	和解件数
27	91	161	100	11	205
28	79	142	94	6	177
29	63	126	83	2	158

（注）・1つの事件で2つ以上の号に関係するものがあり、1～4号関係の合計は事件数（和解件数合計）と一致しない。

・分離事件を除く。

次に、民間企業関係の和解で終結した事件の内容をみると、1号関係事件63件の内訳は、関与和解が48件、無関与和解が15件となっている。そのうち解雇事件の和解内容をみると、解雇撤回・原職復帰及び再採用により職場復帰したものは1件、解雇取消・依願退職及び解雇承認により職場を去ったものが計10件(解雇事件の和解22件の45%)などとなっている(第3表参照)。

第3表 労組法第7条第1号関係のうち解雇事件の和解内容(初審)

(単位:件)

区 分		計	関与和解	無関与和解
合 計		(63) 22	(48) 14	(15) 8
職場に復帰したものの	小 計	1	0	1
	解雇撤回・原職復帰	1	0	1
	再 採 用	0	0	0
職場を去ったものの	小 計	10	7	3
	解雇取消・依願退職	8	7	1
	解 雇 承 認	2	0	2
そ の 他 (含 不 明)		11	7	4

(注) 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 ()内数字は、労組法第7条1号関係事件の和解による終結件数である。

2号関係事件126件の内訳は、関与和解101件、無関与和解25件となっている。和解内容を項目別にみると、紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなったもの85件(2号関係事件の和解内容の総数127件の67%)、団交ルールを決めた32件(同25%)などとなっている(第4表参照)。

第4表 団交拒否事件の和解内容(初審)

(単位:件)

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	(126) 127	(101) 101	(25) 26
今 後 の 団 交 を 約 し た	2	2	0
団 交 ル ー ル を 決 め た	32	31	1
申 立 後 団 交 し た	8	4	4
紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなった	85	64	21
そ の 他 (含 不 明)	0	0	0

(注) 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 ()内数字は、労組法第7条第2号関係事件の和解による終結件数である。

3 1つの事件で2以上の項目にわたる事件があるので、合計欄の数字は終結件数と一致しない。

3号関係事件 83 件の内訳は、関与和解 65 件、無関与和解 18 件となっている。和解内容を項目別にみると、不利益・支配介入を是正することで和解したもの 38 件（3号関係事件の和解内容の総数 105 件の 36%）、和解にあたり解決金を支払う内容で和解したもの 36 件（同 34%）などとなっている（第5表参照）。

第5表 支配介入事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	(83) 105	(65) 86	(18) 19
不 利 益 ・ 支 配 介 入 を 是 正 す る こ と で 和 解	38	35	3
紛 争 事 項 を 今 後 協 議 （ 含 事 前 協 議 制 履 行 ）	7	6	1
団 交 ル ー ル を 設 定 又 は 団 交 を 約 束	7	7	0
解 決 金 支 払	36	35	1
そ の 他 （ 含 不 明 ）	17	3	14

- （注） 1 民間企業関係事件のみを集計した。
2 （ ）内数字は、労組法第7条3号関係事件の和解による終結件数である。
3 1つの事件で2以上の項目にわたる事件があるので、合計欄の数字は終結件数と一致しない。

（4）審査の状況

イ 処理日数

平成 29 年中に終結した初審事件の平均処理日数をみると、命令・決定では 612 日（28 年 651 日）、取下・和解では 295 日（同 319 日）、総平均では 414 日（同 429 日）となっており、前年に比べると、命令・決定、取下・和解ともに減少している（巻末統計表第7表参照）。ちなみに、民間企業関係事件の平均処理日数は、命令・決定では 606 日（28 年 673 日）、取下・和解では 297 日（同 320 日）、総平均では 410 日（同 433 日）となっている。

また、終結件数 296 件のうち 1,000 日以上を要した事件は 6 件である（巻末統計表第 8-1 表参照）。

次に、命令・決定に要した段階別平均処理日数（審問を経ず命令・決定した事件は含まない。）についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が 360 日（28 年 377 日）、第1回審問から結審前までの期間が 101 日（同 157 日）、結審から命令書交付までの期間が 185 日（同 164 日）となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が 56%と最も多く、次いで、結審から命令書交付までの期間が 29%、第1回審問から結審前までの期間が 15%の順となっている（第6表参照）。

第6表 命令・決定事件（初審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、％）

区分 年	申立から第 1回審問前 までの期間	第1回審問 から結審前 までの期間	結審から命 令書交付ま での期間	計
25	368 (52)	176 (25)	170 (24)	714 (100)
26	333 (51)	186 (29)	129 (20)	648 (100)
27	375 (55)	158 (23)	145 (21)	678 (100)
28	377 (54)	157 (22)	164 (24)	698 (100)
29	360 (56)	101 (15)	185 (29)	646 (100)

（注）審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

ロ 調査・審問回数及び証人数

平成29年中に終結した初審事件296件について、1件当たりの平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、調査回数が5.3回（28年5.5回）、審問回数が1.1回（同1.3回）、証人数は1.4人（同1.6人）となっている。終結事由別にみると、取下・和解事件では、調査回数は関与和解事件（4.8回）が、審問回数は関与和解事件（0.5回）が、証人数は関与和解事件（0.7人）がそれぞれ最大となっている。また、命令・決定事件では、調査回数、審問回数及び証人数いずれも命令事件（それぞれ6.8回、2.4回、2.9人）が決定事件を上回っている（第7表参照）。

第7表 審査状況（初審終結事件）

区分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取下	無関与	関与	命令	決定
終結件数 (件)	28	327	37	44	138	103	5
	29	296	26	35	124	109	2
一件当たりの 平均調査回数 (回)	28	5.5	4.7	4.2	4.9	7.4	1.4
	29	5.3	2.4	4.4	4.8	6.8	2.5
一件当たりの 平均審問回数 (回)	28	1.3	0.3	0.8	0.3	3.3	0.0
	29	1.1	0.1	0.4	0.5	2.4	0.0
一件当たりの 平均証人数 (人)	28	1.6	0.4	0.9	0.6	3.8	0.0
	29	1.4	0.1	0.5	0.7	2.9	0.0

（注）平成28年の移送事件（2件）は除いている。

ハ 証人等出頭命令等の状況

平成29年中の初審の証人等出頭命令は、新規申立があった2件が係属し、そのうち

1 件が却下されている。

また、初審の物件提出命令は、前年からの繰越3件、新規申立件数1件の合計4件が係属し、2件が却下され、1件が取下・打切となった（巻末統計表第9-3表参照）。

二 審問を経ないで命令を発した事件

平成29年中に終結した初審事件296件のうち、労委規則第43条第4項の規定に基づき、審問を経ないで命令を交付した事件は8件であった。

ホ 三者委員による事件の解決のための勧告

平成29年中に初審において、労委規則第45条の8及び第45条の9の規定に基づき、当事者に対し、三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行った件数は0件であった。

ヘ 審査の期間の目標及びその達成状況

都道府県労委の審査の期間の目標は、巻末統計表第9-1表を参照。このほか、都道府県労委ごとの具体的な審査の期間の目標の達成状況については、都道府県労委のホームページ、年報等を参照。

(5) 不服の状況

平成29年中に交付された初審の命令・決定書数は102件(28年99件)である。これに対し、労働者側から又は使用者側から、あるいは労使双方から再審査が申し立てられた命令・決定書数は55件(同54件)、行政訴訟が提起されたものは14件(同9件)となっている。ちなみに、その不服率は67.6%であり、28年の63.6%と比較して増加している(第8-2表及び8-3表参照)。

第8-1表 初審命令書数に対する不服状況推移

(単位：本、%)

年・区分		命令 決定書数 (A)	不服申立 な	不服数(B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
25		114	26	88	77.2
26		101	38	63	62.4
27		94	37	57	60.6
28		99	36	63	63.6
29		102	33	69	67.6
29年命令・ 決定内訳	全部救済	34	11	23	67.6
	一部救済	40	12	28	70.0
	棄却	26	10	16	61.5
	却下	2	0	2	100.0

第 8-2 表 命令・決定に対する行政訴訟提起等の状況（初審）

（単位：本、％）

区分 年	命令・決定 書数 (A)	行訴提起 件数 (B)	再審査申立 件数 (C)	行訴提起率 (B) / (A)	再審査申立率 (C) / (A)
平成25年	114	12	78	10.5	68.4
26年	101	15	52	14.9	51.5
27年	94	7	50	7.4	53.2
28年	99	9	54	9.1	54.5
29年	102	14	55	13.7	53.9
小計	510	57	289	11.2	56.7

（注）（A）は、当該年に交付した命令・決定書の本数を計上している。

（B）は、（A）のうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に提起されたものを含む。

（C）は、（A）のうち再審査申立てがなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に申立てされたものを含む。

第 8-3 表 初審命令書に対する不服状況推移内訳

（単位：本、％）

区分 年	命令・ 決定書数 (A)	不 服 合 計 (B)	再 審 査 申 立			行政訴訟提起			再 ・ 行(使)	再(使) ・ 行(労)	再(双) ・ 行(労)	再(労) ・ 行(労)	再(労) ・ 行(双)	不服率 (B) / (A)
			労	使	双	労	使	双						
25	114	88	24	38	14	2	8	-	2	-	-	-	-	77.2
26	101	63	15	27	6	2	8	1	3	-	-	1	-	62.4
27	94	57	18	22	10	3	4	-	-	-	-	-	-	60.6
28	99	63	19	21	14	1	8	-	-	-	-	-	-	63.6
29	102	69	22	30	3	2	12	-	-	-	-	-	-	67.6

次に、不服状況を労使別にみると、102 件の命令書のうち、労働者側では、却下・棄却（救済命令中の棄却部分を含む。）の命令書 68 件（28 年 67 件）に対して、再審査申立てが 24 件（同 19 件）、行政訴訟提起は 2 件（同 1 件）であり、その不服率は 38％（同 30％）となっている。一方、使用者側では、救済（一部救済命令中の救済部分を含む。）の命令書 74 件（28 年 72 件）に対して、再審査申立てが 33 件（同 35 件）、行政訴訟提起が 12 件（同 8 件）であり、その不服率は 61％（同 60％）となっている（第 9 表参照）。

第 9 表 初審命令書数に対する労使別不服状況推移内訳

(単位：本、%)

区分 年		労働者提起（却下・棄却に対して）					使用者提起（救済に対して）			
		対象命令・ 決定書数	再審査	行 訴	再審査 ・行訴	不服率	対象命令・ 決定書数	再審査	行 訴	不服率
25		84	37	2	－	46	86	52	10	72
26		74	24	3	1	38	64	33	12	70
27		72	25	3	－	39	60	32	4	60
28		67	19	1	－	30	72	35	8	60
29		68	24	2	－	38	74	33	12	61

2 再審査事件の状況

(1) 新規申立て及び終結の状況

平成 29 年中に係属した再審査事件数は、前年からの繰越 111 件に新規申立て 62 件(28 年 76 件)を加えた 173 件となっており、係属件数は前年に比べ 24 件の減少となった。

新規申立て 62 件の内訳は、運輸業の 20 件(28 年 26 件)が最も多く、次いで教育、学習支援業が 12 件(同 7 件)、製造業が 9 件(同 10 件)と続き、地方公務員等公務関係事件は、1 件(同 1 件)となっている。

これを労使別の申立件数でみると、労働者側申立てが 26 件(28 年 34 件)、使用者側申立てが 35 件(同 42 件)となっている（なお、審査再開事件が 1 件あったことから、申立人別の合計は、新規申立て 62 件と一致しない）。

一方、終結件数は 70 件(28 年 86 件)で、この結果、未処理件数 103 件(同 111 件)が次年に繰り越された。終結件数 70 件の内訳は、取下・和解によるものが 38 件(終結件数の 54%)、命令・決定によるものが 32 件(同 46%)となっている(第 10-1 表及び巻末統計表第 2-3 表参照)。

第10-1表 不当労働行為事件取扱件数（再審）

（単位：件）

年	区分	係 属 状 況			終 結 状 況			次 年 繰 越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	計	
総 計	23	109（2）	89（3）	198（5）	35（1）	36（1）	71（2）	127（3）
	24	127（3）	75（4）	202（7）	56（2）	46（2）	102（4）	100（3）
	25	100（3）	94（7）	194（10）	40（0）	24（3）	64（3）	130（7）
	26	130（7）	60（7）	190（14）	24（0）	28（4）	52（4）	138（10）
	27	138（10）	60（7）	198（17）	36（3）	41（8）	77（11）	121（6）
	28	121（6）	76（1）	197（7）	46（2）	40（4）	86（6）	111（1）
	29	111（1）	62（1）	173（2）	38（0）	32（1）	70（1）	103（1）

（注）1. （ ）内数字は、地方公務員等公務関係事件で内数である。

また、平成 29 年の再審査事件における和解認定の申立件数は 25 件であり、すべてが認定されている。

なお、和解調書の作成及び執行文の付与の申立てはなかった（第 10-2 表参照）。

第10-2表 和解の認定件数（再審）

（単位：件）

年	区 分	和解件数	和解認定 申 立	和解認定	うち和解調書作成		不認定
					うち執行 文 付 与		
27		31	26	26	1	0	0
28		40	37	37	0	0	0
29		30	25	25	0	0	0

（2）審査の期間の目標の達成状況

中労委においては、平成 28 年 11 月、審査の期間の目標を改定し、29 年から 31 年までの 3 年間で、次の目標の達成に向けて取り組んでいる。

中央労働委員会に申立てがあった不当労働行為審査事件は、1 年 3 か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする（注）。

（注） 同一当事者間の事件が相当数係属し申立て後直ちには手続を進行させ難いと認められた事件

や平成 16 年改正労働組合法の施行前から係属する極めて処理困難な事件は、本目標外とし、それぞれの事情に応じた個別的努力を行うこととする。

29 年の達成状況については、29 年 1 月以降の係属事件 149 件のうち、29 年末までに終結した事件は 66 件(平均処理日数 438 日)、このうち 1 年 3 か月以内に終結した事件は 46 件(全体の 69.7%)となっている(巻末統計表第 9-5 表参照)。

なお、目標の注意書きとしている事件については、20 件が翌年に繰り越された(巻末統計表第 9-6 表参照)。

(3) 再審査の状況

イ 処理日数

平成 29 年中に終結した事件の平均処理日数をみると、命令・決定では 756 日(28 年 815 日)、取下・和解では 325 日(同 453 日)、総平均では 522 日(同 621 日)となっており、命令・決定は 59 日減少し、取下・和解で 128 日減少し、全体として 99 日の減少となった(巻末統計表第 7 表参照)。

また、命令・決定に要した段階別平均処理日数(審問を経ず命令・決定した事件は含まない)についてみると、申立てから第 1 回審問前までの期間が 453 日、第 1 回審問から結審前までの期間が 126 日、結審から命令書交付までの期間が 274 日となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第 1 回審問前までの期間が 53%と最も長く、次いで結審から命令書交付までの期間が 15%、第 1 回審問から結審前までの期間が 32%の順となっている(第 11-1 表参照)。

第 11-1 表 命令・決定事件(再審)段階別平均処理日数内訳

(単位: 日、%)

区 分 年	申立てから 第 1 回審問前 までの期間	第 1 回審問から 結審前までの期 間	結審から命令書 交付までの期間	計
25	535 (67)	32 (4)	236 (29)	803 (100)
26	370 (65)	10 (2)	191 (33)	570 (100)
27	504 (61)	9 (1)	308 (38)	821 (100)
28	683 (69)	7 (1)	305 (31)	996 (100)
29	453 (53)	126 (15)	274 (32)	853 (100)

(注) 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

ロ 調査・審問回数及び証人数

終結事件について、終結事由別に、1 件平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、第 11-2 表のとおりであり、命令事件では、調査回数 4.3 回(28 年 5.4 回)、審問回数は 0.5 回(同 0.7 回)、証人数は 0.9 人(同 1.3 人)と調査回数、審問回数及び証人数のいずれも減少した。また、関与和解事件においては、調査回数は 5.6 回(同 5.9 回)、審問回数は 0.2 回(同 0.3 回)、証人数は 0.6 人(同 0.8 人)と調査回数、審問回数及び証人数はいずれも減少した(第 11-2 表参照)。

第11-2表 審査状況(再審査終結事件)

区 分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取 下	無関与	関 与	命 令	決 定
終結件数 (件)	28	86	6	0	40	39	1
	29	70	8	2	28	32	0
一件当たりの 平均調査回数 (回)	28	5.4	3.5	-	5.9	5.4	1.0
	29	4.4	1.5	1.5	5.6	4.3	-
一件当たりの 平均審問回数 (回)	28	0.4	0.0	-	0.3	0.7	0.0
	29	0.3	0.0	0.0	0.2	0.5	-
一件当たりの 平均証人数 (人)	28	1.0	-	-	0.8	1.3	-
	29	0.6	-	-	0.6	0.9	-

ハ 証人等出頭命令等の状況

平成 29 年中の再審査における証人等出頭命令は、前年からの繰越し 1 件に、新規申立てがあった 1 件を加えた計 2 件が係属し、そのうち 1 件が取下げで終結し、1 件が 30 年に繰越となった。

また、物件提出命令は、前年からの繰越し 1 件が係属し、30 年に繰越となった（巻末統計表第 9-3 表参照）。

二 三者委員による事件の解決のための勧告

平成 29 年中に、労委規則第 45 条の 8 及び第 45 条の 9 の規定に基づき、当事者に対して三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行った件数はなかった。

(4) 不服の状況

平成 29 年中に交付された命令・決定書数は 27 件(28 年 29 件)である。これらに対し、労働者側又は使用者側から、あるいは労使双方から行政訴訟が提起された命令・決定書数は、12 件(同 10 件)であった。

不服率は 44.4%(同 34.5%)となっている(第 12 表参照)。

第12表 再審査命令・決定書数に対する不服状況推移

(単位：本、%)

年・区分		命令・ 決定書数 (A)	不服申立 な し	不服申立 あ り (B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
25		22	16	6	27.3
26		24	15	9	37.5
27		33	24	9	27.3
28		29	19	10	34.5
29		27	15	12	44.4
29年命令・ 決定内訳	初 審 支 持	19	11	8	42.1
	一 部 変 更	7	3	4	57.1
	全 部 変 更	1	1	0	0.0
	却 下	0	0	0	-

(注) 1 不服率の算出方法について、平成26年以前は、命令・決定書を交付した事件数を分母とし、そのうち行訴提起がなされた事件数を分子として算出していたが、平成27年年報より、交付した命令・決定書の本数を分母とし、そのうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を分子として算出することとしたため、本表の数値は平成26年以前の年報とは一致しない。

- 2 (A)は、当該年に交付した命令・決定書の本数を計上している。
- 3 (B)は、(A)のうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に提起されたものを含む。

3 その他

(1) 地方公務員等公務関係事件の概況

イ 初審関係

平成 29 年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は 11 件（新規申立件数 300 件の 4 %）、終結件数は 8 件（終結件数 296 件の 3 %）となっている（第 13 表参照）。

新規申立件数 11 件を申立人別にみると、組合申立てが 8 件、個人申立てが 3 件となっている。労組法第 7 条該当号別では、3 号関係事件が 8 件、2 号関係事件が 5 件、1 号関係事件が 3 件、4 号関係事件が 1 件の順となっている（※）。

一方、終結件数は 8 件で、その内訳をみると、全部救済命令 0 件、一部救済命令 4 件、棄却 1 件、関与和解 1 件、無関与和解 0 件、却下 1 件、取下 1 件となっている。

（※）1 件で 2 以上の項目にわたる事件があり、新規申立件数合計 11 件に一致しない。

第13表 地方公務員等公務関係事件係属状況（初審）

（単位：件、％）

区 分 \ 年	25	26	27	28	29
新 規 申 立 件 数	(100) 365	(100) 371	(100) 347	(100) 303	(100) 300
うち地方公務員等 公 務 関 係 事 件	(9) 33	(5) 17	(5) 16	(4) 13	(4) 11
終 結 件 数	(100) 358	(100) 370	(100) 365	(100) 327	(100) 296
うち地方公務員等 公 務 関 係 事 件	(6) 22	(5) 18	(5) 20	(4) 12	(3) 8

（注）平成 28 年の移送事件（2 件）は除いている。

ロ 再審査関係

平成 29 年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は 1 件（新規申立件数 62 件の 1 %）、終結件数は 1 件（終結件数 70 件の 1 %）となっている（第 10-1 表参照）。

新規申立件数 1 件について、申立人は組合であり、労組法第 7 条該当号は、2 号及び 3 号であった。

一方、終結件数は 1 件で、棄却であった。

(2) 合同労組事件の概況

イ 初審関係

平成 29 年における合同労組事件の新規申立件数は、222 件（新規申立件数 300 件の 74.0%）となっている。このうち駆け込み訴え事件は 84 件あり、新規申立件数に占める割合は 28.0%、合同労組事件に占める割合は 37.8%となっている（第 14-1 表参照）。

なお、東京、大阪の各労委における新規申立事件に占める合同労組事件の割合をみると、東京 76.2%、大阪 69.4%となっている（第 14-2 表参照）。

第 14-1 表 合同労組事件の申立状況（初審）

（単位：件、%）

年	新規申立 件数 (a)	うち合同労組事件 (b)		うち駆け込み訴え事件		
					(a)に対する割合	(b)に対する割合
25	365	273	(74.8)	107	29.3	39.2
26	371	276	(74.4)	100	27.0	36.2
27	347	259	(74.6)	108	31.1	41.7
28	303	215	(71.0)	93	30.7	43.3
29	300	222	(74.0)	84	28.0	37.8

- (注) 1 ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。
「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
- 2 駆け込み訴え事件とは、労働者が労働問題が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項に係る団体交渉に対する使用者の対応が不当労働行為にあたるとして申立てがあった事件をいう。

第 14-2 表 合同労組事件の申立状況（初審）のうち、東京都・大阪府労委の取扱状況

（単位：件、%）

区分 年	新規申立件数				合同労組事件			
		うち東京・大阪計				うち東京・大阪計		
			東京	大阪			東京	大阪
25	365	186	118	68	273 (74.8)	149 (80.1) (54.6)	86 (72.9)	63 (92.6)
26	371	209	132	77	276 (74.4)	165 (78.9) (59.8)	102 (77.3)	63 (81.8)
27	347	186	117	69	259 (74.6)	145 (78.0) (56.0)	89 (76.1)	56 (81.2)
28	303	167	97	70	215 (71.0)	131 (78.4) (60.9)	75 (77.3)	56 (80.0)
29	300	154	105	49	222 (74.0)	114 (74.0) (51.4)	80 (76.2)	34 (69.4)

- (注) 1 ()内は新規申立件数に対する合同労組事件の割合。
2 < >内は合同労組事件全数に対する割合。

□ 再審査関係

平成 29 年における合同労組事件の新規申立件数は、37 件(新規申立件数 62 件の 59.7%)となっている。また、このうち駆け込み訴え事件は 10 件あり、新規申立件数に占める割合は 16.1%、合同労組事件に占める割合は 27.0%となっている(第 15 表参照)。

第15表 合同労組事件の申立状況(再審査)

(単位：件、%)

年	新規申立 件数 (a)	うち合同労組事件 (b)		うち駆け込み訴え事件		
					(a)に対する割合	(b)に対する割合
25	94	56	(59.6)	13	13.8	23.2
26	60	31	(51.7)	8	13.3	25.8
27	60	31	(51.7)	6	10.0	19.4
28	76	51	(67.1)	10	13.2	19.6
29	62	37	(59.7)	10	16.1	27.0

(注) 1 こので集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。

「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。

2 駆け込み訴え事件とは、労働者が労働問題が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項に係る団体交渉に対する使用者の対応が不当労働行為にあたるとして申立てがあった事件をいう。

(3) 終結事案の特徴的傾向累計(初審)

平成 29 年中に終結した初審事件 296 件のうち、初審の終結報告により終結事案の特徴的傾向をまとめたのは以下のとおりで、① 労組法上の労働者性・使用者性に関連する事件は 11 件、② 事業再編に関連する事件は 5 件、③ 個人委託・請負に関連する事件は 2 件、④ 有期契約(労働者)に関連する事件は 20 件、⑤ 定年後再雇用に関連する事件は 6 件、⑥ 労働者派遣に関連する事件は 2 件であった。

(4) 非正規労働者関係事件の概況

イ 初審関係

平成 29 年中に交付された命令・決定のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者(有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等)に関係した事件には、以下のようなものがある。

① 会社が、①期間雇用社員である組合員の解職に係る団体交渉において、当該組合員の組合加入が確認できないとして回答しなかったこと、②組合からの組合事務所貸与要求に対し、組合事務室を貸与している他組合と同様に取り扱うことができないと回答したことが不当労働行為であるとして、救済申立てのあった事件(日本郵便輸送事件(1・2・3号))〔第2節1 No. 6〕

② アルバイトとして太陽光パネルの設置等に従事していたAら3名は賃金未払とな

ったことから組合に加入した。会社が、組合員3名の賃金未払等を議題とする組合からの団体交渉申入れに一切回答しなかったことが不当労働行為であるとして、救済申立てのあった事件（**創新工業事件（2号）**）〔No. 16〕

③ 法人が、①有期雇用契約の常勤教職員である組合員Aの秋学期の授業計画を早急に決定すること、②常勤教職員を無期雇用契約とすることを議題とする団体交渉申入れに応じなかったことが不当労働行為であるとして、救済申立てのあった事件（**茶屋四郎次郎記念学園事件（2号）**）〔No. 33〕

④ 市が、①姉妹都市から派遣され、雇用契約を結んだ組合員である小学校の英語指導助手（AET）の直接雇用を廃止し、組合員全員を雇止めにしたこと、②組合員であるAETが労働基準法上の労働者に該当しない又は市職員ではない旨回答したこと、③組合員であるAETの労働者性を主張するのであれば、社会保険料を過去分も含めて請求する旨回答したことが不当労働行為であるとして、救済申立てのあった事件（**高槻市事件（1・3号）**）〔No. 40〕

⑤ アルバイトとしてパチンコ店内でコーヒー等のワゴン販売に従事していたAらが組合を結成し、組合の結成直後、会社店舗において従業員への文書配布を行った。会社が、組合員Aら2名に対し雇用契約解除を通知したことが不当労働行為であるとして、救済申立てのあった事件（**ワゴンサービス事件（1号）**）〔No. 46〕

⑥ 有期雇用の期間限定雇用員として車両部品の洗浄作業に従事していたAは、会社から契約更新しない旨を示唆されたことを受けて組合に加入した。会社が、組合員Aの雇用契約更新に係る第4回の団体交渉に応じなかったことが不当労働行為であるとして、救済申立てのあった事件（**交通機械サービス事件（2号）**）〔No. 57〕

⑦ 会社が、申立外会社に派遣し、廃棄物の仕分け業務に従事していたAは、作業中に負傷したことを契機として組合に加入した。会社が、組合の申し入れたAの負傷に係る団体交渉を拒否したことが不当労働行為であるとして、救済申立てのあった事件（**五葉等事件（2号）**）〔No. 66〕

⑧ 会社はスーパーマーケットを運営しており、各店舗で働くパートタイマーの雇用契約書は各店舗の店長との間で締結されているところ、会社が、①パートタイマーとの雇用契約書において、別組合の組合員となることについて質問したこと、②会社の各店長らが、パートタイマーとの雇用契約に当たり、別組合への加入を勧奨又は強要したこと、③雇用契約書に別組合の組合員となる旨記載したパートタイマーの賃金から別組合の組合費をチェック・オフしたことが不当労働行為であるとして、救済申立てのあった事件（**サンプラザ事件（3号）**）〔No. 72〕

⑨ 有期雇用契約の臨時社員として、組合員Aは申立外T社の運営する駅ビルの床面

定期清掃に従事していたところ、会社とT社との間で定期清掃業務を減少させる合意が成立したことにより余剰が生じたとして、組合員Aを契約満了をもって雇用契約を終了し、雇止めとしたことが不当労働行為であるとして、救済申立てのあった事件（東海整備事件（1号））〔No. 90〕

- ⑩ コールセンターへの人材派遣を主たる業とするY1会社は、保険業務を業とするY2会社との間で労働者派遣契約を締結し、Y1会社は電話対応スタッフとして組合員AをY2会社に派遣していたところ、Y1会社は、組合員Aの業務遂行能力が十分でないことを理由に雇止めにした。①組合員Aを雇止めにしたことがY1会社及びY2会社による不当労働行為であるとして、②組合結成時からの組合からの団体交渉申入れに対するY1会社の対応が同社による不当労働行為であるとして、救済申立てのあった事件（日本コンセントリクス、あいおいニッセイ同和損害保険事件（1・2号））〔No. 100〕

ロ 再審査関係

平成29年中に命令・決定書が交付された事件32件のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等）に関係した事件は4件であった。

- ① 申立外労組とY2会社との間の労働者供給契約に基づきY1会社が所有する生コン工場においてミキサー車のドライバーをしていたAは、就業中のトラブルにより負傷し、その後間もなく、申立外労組を脱退して組合に加入した。組合が、Y1会社及びY2会社に対し、Aの負傷に関する団体交渉を申し入れたところ、両社が使用者に当たらないなどとしてこれに応じなかったことが不当労働行為であるとして、救済申立てのあった事件（オーケーリース・ダイセイ事件（2号））〔第2節2 No. 3〕
- ② 都が非常勤職員の労働条件に関する総務局長宛での団体交渉申入れに対し、非常勤職員の勤務先を所管する各局を交渉担当部局とし、総務局を交渉担当部局としなかったことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てがあった事件（東京都（非常勤賃金改定等）事件（2号））〔No. 9〕
- ③ 学園が、非常勤講師である組合員Aを雇止めしたこと、雇止めに関する団体交渉において誠実に対応しなかったこと等が不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件（樟蔭学園事件（1・2・3号））〔No. 19〕
- ④ 会社が、期間雇用社員である組合員Aを雇止めとしたこと、雇止めの撤回要求等に関する団体交渉に応じなかったこと等が不当労働行為であるとして、申立のあった事件（日本郵便（晴海郵便局）事件（2号））〔No. 24〕

第16表 非正規労働者関係事件（再審査命令・決定事件）

（単位：件）

	命令・決定件数	うち非正規労働者関係事件
平成25年	24	9
平成26年	28	6
平成27年	41	7
平成28年	40	10
平成29年	32	4

（注） 非正規労働者関係には、再審査事件命令書交付に係る報道発表
 （<http://www.mhlw.go.jp/churoi/futouroudou/index.html>）の命令のポ
 イント、判断の要旨から、正社員以外の非正規労働者（有期契約労働者、
 派遣労働者、パートタイム労働者）に関係する事件を抽出したもの（高年
 齢者雇用安定法の継続雇用に係るものを除く）。